

静岡県最低制限価格制度実施要領

【改定箇所 新旧対照表】

令和 2 年 4 月

静岡県

新旧対照表

旧	新
静岡県最低制限価格制度実施要領	静岡県最低制限価格制度実施要領
第1条～第2条 (略) (最低制限価格の設定及び算定)	第1条～第2条 (略) (最低制限価格の設定及び算定)
第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額 (1) 工事監理連絡会の開催に要する費用等の業務委託料等が計上される場合は、その額の10分の9.7を予定価格算出の基礎となった額の合計額に加算するものとする。 (2) 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は <u>千円単位</u> とし、 <u>千円未満</u> の端数は切捨てる。 2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7以上で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。 3 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格 ○○円」と記載し、さらに、最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格 ○○円(消費税抜き))」と記載する。	第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。 ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額 ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額 (1) 工事監理連絡会の開催に要する費用等の業務委託料等が計上される場合は、その額の10分の9.7を予定価格算出の基礎となった額の合計額に加算するものとする。 (2) 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は <u>1万円単位</u> とし、 <u>1万円未満</u> の端数は切捨てる。 2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5以上で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。 3 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格 ○○円」と記載し、さらに、最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格入札書比較価格 ○○円(消費税抜き))」と記載する。
第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)
附 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。 この要領は、平成21年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成25年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。	附 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。 この要領は、平成21年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成25年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成28年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成29年5月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 この要領は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。 <u>この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u>

新旧对照表

旧	新
---	---